

平成26年3月11日

新ひだか町議会議長 五十嵐 敏明 様

議会運営委員会

委員長 日向寺 敏彦

委員会調査報告書

本委員会は、議会改革について平成25年2月4日から鋭意議論を重ねてまいりました。一部すでに実現を得た事項も含め、個々の検討項目について、一定の結論を取りまとめたので、会議規則77条の規定により報告します。

また、議員各位におかれましては、本委員会において結論を得た事項につきまして、改選後の新議会への申し送りも含め、実現に向け検討いただくよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 調査事件 議会改革に関する調査・研究
- 2 調査の概要 別紙1のとおり
- 3 調査の経過 別紙2のとおり

新ひだか町議会改革に関する取り組み**1 議会運営委員会における調査の進め方**

本委員会では、まず、委員会の取組方針として、「別紙3 議会改革骨子」の中で基本理念、基本方針を定め、検討の方向性、検討手順を確認した。

2 具体的検討項目の設定

議会改革を実現するために取り組むべき改革手法として、各委員（各会派）から提出された項目を整理し、方針ごとに規定した「具体的検討項目」を短期・中期・長期課題として分類のうえ、検討項目を設定しました。

また、その個々の項目について、問題点・課題を洗い出し、改革手法を協議し、実行できるものから実行に移す「改革先行型」で検討を進めました。

※検討項目及び検討結果～「別紙4 検討項目一覧のとおり」

3 平成25年度新たに実施された主な取り組み

本委員会での決定事項をもとに、具体的検討項目の中で本年度新たに実施されている取り組みについては、次のとおりです。

(1) 短期課題**① 情報公開 ～議会・委員会日程・資料の公開**

- ア. 本会議・委員会日程のホームページ掲載 ～ 8月8日委員会から実施
- イ. 報道機関への議会・委員会日程の案内 ～ 8月8日委員会から実施
- ウ. 主要公共施設への本会議開催日程の掲示 ～ 9月定例会から実施
- エ. 本会議提出議案審議結果のホームページ掲載～ 7月22日HP更新
(※平成25年3月定例会分より掲載)
- オ. 議会だよりのホームページ公開 ～ 7月22日HP更新
(※平成25年4月号より掲載)

② 情報公開 ～議員活動の公表

- ア. 議案の賛否状況のホームページ掲載 ～ 7月22日HP更新
(※平成25年6月定例会分より掲載)

③ 町民参加 ～町民からの意見受付

- ア. ホームページからの意見受付 ～ 7月22日HP更新
 - ホームページにメールフォーム設置

④ 政治倫理 ～政治倫理の確立

- ア. 政治倫理制度の導入
 - 議会議員政治倫理規程（議会訓令）制定 ～12月25日施行

(2) 中期課題**① 情報公開 ～議会・委員会日程・資料の公開**

ア. 報道機関への委員会資料の提供 ～ 8月8日委員会から実施
(※委員会前日まで資料提供の申し出があった場合)

② 情報公開 ～会議録の迅速な作成と公開

ア. 委員会会議録

- 委員会記録は要点筆記とする。～平成25年11月8日分から実施。
- 補完体制として、委員会音声データを委員へ提供することとする。

4 改選後の議会への申し送り事項

(1) 中期課題

① 情報公開 ～議会・委員会日程・資料の公開

ア. 議案及び資料のホームページ公開

現状の事務局職員体制やホームページの掲載の体制では難しいとの意見から、実施は見送られております。

② 情報公開 ～議会単独ホームページの設置

ア. 議会のホームページによる情報提供の充実

議会のホームページは、上記3の平成25年度新たに実施された主な取り組みの中で、既存のホームページでの情報提供の充実を図ったが、議会単独ホームページについては、平成26年度、町のホームページが更新され各所管課で内容を掲載する体制となることから、更新後に議会ホームページ全体のあり方を含め、検討すべき事項との結論に達しております。

② 政策形成機能の充実 ～議会、委員会による政策提言及び提案

ア. 各委員会での所管事務調査、検討事項調査

委員会として長期テーマを決めて、全議員へ提案できる形が構築できるよう委員会活動の充実を図る必要があるという意見があり、結論には至りませんでした。今後引き続き、検討すべき事項との結論に達しております。

③ 政策形成機能の充実 ～政策研究会の設置

ア. 議員で構成する政策研究会等設置

上記②の委員会活動の充実の検討を勘案しながら、今後議論を進めるべき事項として確認していますので、今後の課題であると考えます。

④ 議会機能の強化 ～町長等説明員の反問権の付与

ア. 議論の合意形成のための反問の是非を検討

議員の質の向上の意味からも必要であるが、付与の態様等もまちまちであることから、今後勉強会を開催のうえあり方を検討する必要があるとの意見があり、結論には至りませんでした。今後引き続き、検討すべき事項との結論に達しております。

⑤ 議員の責務 ～議員研修の充実

ア. 議員研修会の開催 (テーマを決めた研修会・勉強会)

研修の充実は必要であり、テーマを決めて予算の許す限り実施する方向で、

今後も引き続き、検討すべき事項との結論に達しております。

(2) 長期課題

長期課題の下記の6項目については、方向性について議論を行いましたが、方策や位置付けなどの協議に時間を要することから、検討結果を集約するまでには至りませんでした。

しかしながら、議論の中で、議会活動の説明責任を果たし、町民の意見を聞く場としての観点から、議会報告会や地域住民との交流、広聴機能を有する常任委員会の設置の項目については、速やかに具体化に向け検討すべき項目であることを確認しております。

① 情報公開 ～移動委員会の開催

ア. 三石地区での委員会開催

② 情報公開 ～広報・広聴委員会（常任委員会）の設置

ア. 従来の広報特別委員会に加え、広聴機能を有する常任委員会の設置検討

③ 町民参加 ～議会報告会の開催

ア. 議会活動報告制度の検討

④ 町民参加 ～地域住民等の交流

ア. 町民との対話の場

⑤ 議会機能の強化 ～通年議会導入の検討

ア. 通年議会導入の研究

⑥ 議会機能の強化 ～政務活動費についての検討

ア. 会派及び議員に対する調査活動費の制度化の検討

(3) その他

上記のほか、本委員会で結論を得た事項につきましても、必要に応じて見直しをしていただき、改選後も継続して取り組んでいただくようお願いします。

5. まとめ

本議会運営委員会での議論により、新ひだか町議会における諸課題について、一定の課題を提案し、「改革先行型」として、議会全体として実行することができ、議会改革の一部ではありますが、一定の成果を得られたものと考えております。

町民に親しまれ、信頼される議会の実現には、今後も引き続き議会改革に取り組み、政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図るとともに、広報広聴体制を充実することが不可欠であると考えます。

そのためには、本委員会で議論したことが受け継がれ、新ひだか町議会全体の共通認識として、議会のあるべき姿について、改革方策の検討を進められることを望みます。

新ひだか町議会 議会改革に係る議会運営委員会での審議経過（概要）

年 月 日	内 容
平成25年 2月 4日	議会運営委員会 ●議会改革の検討について、五十嵐議長より提案。 ※ 各会派に持ち帰って、協議の場について検討することとした。
平成25年 2月 8日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 議会改革の検討する所管について ※各会派とも議運で扱うことの見解で一致。 (2) 今後の進め方（検討項目、スケジュール）について ※ 正副委員長で検討案を準備する。また、各会派において、持ち帰って、次回委員会の3月8日までに項目等を検討することとした。
平成25年 2月 18日	正副委員長と事務局で正副委員長案の打合せ
平成25年 2月 26日	議会運営委員会 ○議会改革における取組み事項について ※ 当面の実施検討項目、継続検討項目に区分して検討することとし、3月5日までに会派案を提出してもらうよう依頼した。
平成25年 3月 8日	議会運営委員会 ○議会改革の検討項目について (1) 総括意見 (2) 具体的検討項目 ※ 会派から出された意見及び検討項目を審議した。 ※ 10月の新年度予算編成時期までに委員会の結論を出す方向で決定。
平成25年 3月 14日	議会運営委員会 ○議会改革の検討項目について ※ 事務局から参考資料として旧静内町議会改革の取組み内容資料を提出
平成25年 4月 16日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 議会改革骨子（案）について (2) 具体的検討項目について (3) 検討手順について

年 月 日	内 容
平成25年 5月 10日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 具体的検討項目について～検討項目の設定
平成25年 6月 14日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 新ひだか町議会議会改革骨子について (2) 具体的検討項目について
平成25年 7月 10日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 新ひだか町議会議会改革骨子について ～内容確認 (2) 具体的検討項目について ① 議会ホームページ更新(案)の決定 ② 具体的検討項目の短期課題の協議
平成25年 8月 6日	議会運営委員会 ○議会改革の検討について (1) 具体的検討項目について (短期課題) ① 議員倫理制度の導入について ② 委員会記録のあり方について ※継続協議
平成25年 9月 6日	○議会改革の検討について (1) 具体的検討項目について (短期課題) ① 議員倫理制度の導入について ② 委員会記録のあり方について ※継続協議
平成25年10月 4日	○議会改革の検討について (1) 具体的検討項目について ～前回からの継続検討 ① 議員倫理制度の導入について ② 委員会記録のあり方について
平成25年11月 8日	○議会改革の検討について (1) 広報・広聴委員会 (常任委員会) の設置検討について (2) 具体的検討項目について ～前回からの継続検討 ① 議員倫理制度の導入について ② 委員会記録のあり方について

年 月 日	内 容
平成25年11月25日	<p>議会運営委員会</p> <p>○議会改革の検討について</p> <p>(1) 新ひだか町議会議員倫理要綱(案)の内容検討等について</p> <p>① 各委員から出された内容を事務局で精査した原案を事前送付のうえ次回委員会で協議することとなった。</p> <p>② 12月定例会開催時に全員協議会で提案する予定で進める。</p>
平成25年12月3日	<p>議会運営委員会</p> <p>○議会改革の検討について</p> <p>(1) 新ひだか町議会議員倫理規程(案)について</p> <p>① 原案のとおり12月定例会開催中に全員協議会で諮ることを各党派に持ち帰って協議することで決定。</p> <p>② 調査請求は3人以上の連署による。訓令施行日12月25日。</p> <p>(2) 公聴人・参考人制度の積極的活用について</p> <p>① 説明機会は必須でなく、積極的に活用することに努めることとした。</p> <p>(3) 議会・委員会による政策提言及び提案(各委員会での所管事務調査)について</p> <p>① 委員会として長期テーマを決めて全議員へ提案できる形が構築できるよう委員会活動の充実を図る。</p> <p>② 全議員への提案方法等の詳細については、検討課題。</p> <p>(4) 政策研究会の設置</p> <p>① 上記委員会活動充実の経過を勘案して、今後議論を進める。</p> <p>(5) 町長等説明員の反問権の付与</p> <p>① 議員の質の向上の意味からも必要であるが、定義もまちまちであることから、勉強会を開催のうえ検討する。</p> <p>(6) 議員研修の充実</p> <p>① 研修の充実は必要であり、テーマを決めて予算の許す限り実施する方向で検討する。</p>

年 月 日	内 容
平成25年12月13日	<p>議会運営委員会</p> <p>○議会改革の検討について</p> <p>(1) 新ひだか町議会議員倫理規程(案)について</p> <p>① 原案のとおり12月定例会最終日の全員協議会で諮ることで決定。</p> <p>(2) 具体的検討項目について</p> <p>① 具体的検討項目の長期課題の協議</p> <p>※ 次回臨時議会前に開催する委員会までに会各派で方向性を検討することとした。</p>
平成25年12月19日	<p>全員協議会</p> <p>新ひだか町議会議員倫理規程について</p> <p>※承認決定～施行日 平成25年12月25日</p>
平成26年2月10日	<p>議会運営委員会</p> <p>○議会改革の検討について</p> <p>(1) 具体的検討項目について</p> <p>① 具体的検討項目の長期課題の協議</p> <p>(2) 委員会調査報告について</p>
平成26年2月25日	<p>議会運営委員会</p> <p>○議会改革に関する委員会調査報告書(案)について</p>
平成26年3月11日	<p>第2回議会定例会 調査報告</p>

新ひだか町議会 議会改革骨子

[平成25年7月10日 議会運営委員会確認]

新ひだか町では、平成25年1月に「新ひだか町まちづくり自治基本条例」を制定し、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を明確にし、町民を主役としたまちづくりを進めることを目的に掲げました。

この条例には、町議会の役割として議会の責務や議員の責務等を謳っています。議会としてもこの条例の精神を尊重し、情報公開や情報共有、町民参加や協働の基調としたまちづくりの推進に資する議会運営を検討しなければなりません。

新ひだか町議会では、旧町時代を含め、従前から様々な議会運営の改善に取り組んできましたが、今地方自治体を取り巻く環境の変化や地方自治法の改正による地域主権の推進により、議会の組織、議会の権能、議会の運営、町長と議会の関係など、地方議会改革の課題の問題提起がなされています。

このような既存の枠組みを変革しようとする大きな時代潮流の中で、私たち議会も、過去に取り組んできた議会運営の改善方策の蓄積を踏まえ、さらに現在のあり方を見直し、積極的に機能を発揮し役割を果たすことができる議会のあるべき姿について、改革方策の検討を進めるものとする。

《議会のあるべき姿・改革の方向性》

議会は、「まちづくり自治基本条例」における議会・議員の責務に基づき、次の掲げる基本理念と基本方針により、改革項目の検討に取り組むものとし、最終目標として「議会基本条例」の制定を目指すものとする。

【基本理念】

町民が参加できる開かれた議会を目指して

地方分権や地域主権の進展により真の地方自治の時代を迎え、地方公共団体の意思決定機関として議会の責任・役割は、ますます重要となってきました。

議会としても、公平・公正・透明な議会運営は無論のこと、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指す必要があると考え、次の基本理念に基づき、議会改革・活性化に向けた取組みを進めるものとする。

1. 議会活動を町民に対して説明する責任を果たさなければならないことから、積極的に情報の公開を図るとともに、町民が参加しやすい議会運営を目指す。
2. 議会の活性化及び議員が自己研鑽と資質の向上に努め、町民本位の立場から最良の政策決定に取り組む、町民から信頼される議会を目指す。
3. 提案された議案の審議または審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

【基本方針】

議会改革・活性化を進めるにあたって、次の基本方針に基づき、検討項目の実現に取り組むものとする。

1. 開かれた議会
2. 親しまれる議会
3. 信頼される議会
4. 政策立案にかかわる議会
5. 議会議論の活性化
6. 議会機能の活性化
7. 議員の資質向上

なお、具体的な取り組みについては、方針ごとに規定した「具体的検討項目」を次のとおり短期・中期・長期課題として分類のうえ、検討を進める。

《短期課題》 協議が整い次第、早急に運用開始する項目

《中期課題》 次年度に条件が整った段階で、運用開始を目指す項目

《長期課題》 課題が多く条件整備に時間を要し、長期的視点から検討を要する項目

【具体的検討項目】

《具体的検討項目の中で短期課題に分類した項目》

1. 議会・委員会日程・資料の公開
2. 議員活動の公表
3. 町民からの意見受付（HPなど）
4. 議場の一般開放
5. 政治倫理の確立（議員倫理制度の導入）

《具体的検討項目の中で中期課題に分類した項目》

1. 議会・委員会日程・資料の公開（議案及び資料のHP公開、傍聴者への資料配布など）
2. 会議録の迅速な作成と公開
3. 議会単独ホームページの設置（議会のホームページによる情報提供の充実）
4. 公聴人・参考人制度の積極的活用（請願・陳情等における説明機会の付与など）
5. 議会、委員会による政策提言及び提案（各委員会での所管事務調査、委員会の検討事項調査の充実）
6. 政策研究会の設置（議員で構成する政策研究会等の設置）
7. 町長等説明員の反問権の付与（議論の合意形成のための反問の是非を検討）
8. 議員研修の充実（議員研修会の開催（テーマを決めた研修会・勉強会））

《具体的検討項目の中で長期課題に分類した項目》

1. 移動委員会の開催（三石地区での委員会の開催）
2. 広報・広聴委員会（常任委員会）の設置（従来の広報特別委員会に加え、広聴機能を有する常任委員会の設置検討）
3. 議会報告会の開催（議会活動報告制度の検討）
4. 地域住民等の交流（町民との対話の場の検討）
5. 通年議会導入の検討（通年議会導入の研究）
6. 政務活動費についての検討（会派及び議員に対する調査活動費の制度化の検討）

検 討 項 目 一 覧

I. 短期課題

自治基本条例の項目	基本方針	検 討 項 目	具体的な取組み内容	右の項目詳細検討	検 討 課 題 等	検 討 結 果 等	
議会の責務	(町民への情報公開提供)	開かれた議会	日程及び案件の公開	ホームページ (HP)	企画課広報・広聴Gへ掲載依頼	本会議及び委員会日程のHP掲載～8月8日開催委員会から実施。 ※平成25年7月22日にホームページ一斉更新	
				電光掲示板	企画課広報・広聴Gへ掲載依頼	本会議の開催予定(既実施済)	
			新聞報道、主要公共施設への開催日程等の掲示等、情報発信の創意工夫	報道機関への対応	報道機関への本会議・委員会予定の掲載依頼	①北海道新聞、日高報知新聞に定例会・臨時会の予定の掲載依頼～8月開催委員会から実施。 ②報道機関への本会議・委員会日程等の提供～8月開催委員会から実施。	
				主要公共施設への対応		※主要公共施設への開催日程の掲示～9月定例会より実施。 (公民館、ピュアプラザ、図書館、福祉センター、ふれあいプラザ、温泉)	
			本会議提出議案審議結果の公開		企画課広報・広聴Gへ掲載依頼	平成25年7月22日にホームページ一斉更新 ※平成25年3月定例会分より掲載。	
			議会だよりのHP掲示		企画課広報・広聴Gへ掲載依頼	平成25年7月22日にホームページ一斉更新 ※平成25年4月号から掲載	
	議員活動の公表	議員の出席状況、議案の賛否状況の公表	公表媒体～議会だよりの公表。	議員の出席状況	※HPで掲載⇒見送り		
				表決の結果	平成25年7月22日にホームページ一斉更新 ※平成25年6月定例会分から掲載		
	町民参加(町民からの意見聴取)	親しまれる議会	町民からの意見受付	モニター制度・アンケート・意見箱の設置～HP活用	HPからの意見受付	企画課広報・広聴Gへ掲載依頼	平成25年7月22日にホームページ一斉更新
					議会だよりで意見受付	広報特別委員会との協議必要	※広報特別委員会との協議
その他		議場の一般開放	講演会など町民への一般開放		開放する内容、町民への周知方法と取扱方法等の検討	※議長の判断で可能とすべき	
議員の責務	議員倫理	信頼される議会	政治倫理の確立	議員倫理制度の導入	(例)旧静内町議会議員政治倫理要綱参照	新ひだか町議会議員政治倫理規程制定(平成25年12月25日施行)	

Ⅱ. 中期課題

自治基本条例の項目	基本方針	検討項目	具体的な取組み内容	右の項目詳細検討	検討課題等	検討結果等	
議会の責務	(町民への情報公開提供)	開かれた議会	議会・委員会日程・資料の公開	議案及び資料のHP公開	本会議	※行政との協議が必要	現状では対応が難しい⇒見送り
					委員会	※他町村の状況を調査 ⇒ ※行政との協議が必要	現状では対応が難しい⇒見送り
			報道機関、傍聴者への委員会資料配布		委員会資料も提供 ○報道機関から前日まで申出があった場合に提供。	報道機関への委員会資料の提供～8月8日開催委員会から実施。	
			本会議録		現況では、現行以上の迅速化は難しい。 《要検討～一部外部委託等》	現行どおり	
			会議録の迅速な作成と公開		委員会記録まで全文記録の現状では時間を要する。 《要検討～外部委託等》	①委員会記録は要点筆記とする。～平成25年11月8日分から実施。 ②補完体制として、委員会音声データの委員への提供	
			委員会会議録	・委員会条例第28条 委員会記録の概要を記載と規定～現状は本会議に準じて全文記録。			
		議会単独ホームページの設置	議会のホームページによる情報提供の充実		《単独導入費用》 初期導入費 200,000円程度 月額利用等 40,000円×12月=480,000円 ※基本料のみページの追加等のオプションは除く。	平成26年度には、町HPが更新され、各課で掲載可能となる予定のため、平成26年度の更新後に検討する。	
	ら(町民の意見聴取)	親しまれる議会	公聴人・参考人制度の積極的活用	請願・陳情等における説明機会の付与など。		請願提出者の委員会説明。	説明機会は必須でなく、積極的に活用することに努める。
	政策形成機能の充実	政策立案にかかわる議会	議会、委員会による政策提言及び提案	各委員会での所管事務調査		全議員への提案方法等の詳細について検討する。	委員会として長期テーマを決めて全議員へ提案できる形が構築できるよう委員会活動の充実を図る。
				委員会の検討事項調査			
		政策研究会の設置	議員で構成する政策研究会等の設置		政策討論会～日高町、政策会議～平取町	上記委員会活動の充実の経過を勘案して、今後議論を進める。	

	議会機能の強化	議会議論の活性化	町長等説明員の反問権の付与	議論の合意形成のための反問の是非を検討			議員の質の向上の意味からも必要であるが、定義もまちまちであることから勉強会を開催のうえ、あり方を検討する。
議員の責務	その他	議員の資質向上	議員研修の充実	議員研修会の開催 (テーマを決めた研修会・勉強会)			研修の充実は必要であり、テーマを決めて予算の許す限り実施する方向で検討する。

Ⅲ. 長期課題

自治基本条例の項目		基本方針	検討項目	具体的な取組み内容	右の項目詳細検討	検討課題等	検討結果等
議会の責務	報(情報提供)の公開 (町民への情報公開)	開かれた議会	移動委員会の開催	三石地区での委員会の開催。		住民への周知のあり方など。	
			広報・広聴委員会(常任委員会)の設置	従来の広報特別委員会に加え、広聴機能を有する常任委員会の設置検討		委員会の役割、所管事項の範囲	
	町民参加(町民からの意見聴取)	親しまれる議会	議会報告会の開催	議会活動報告制度の検討		※策定委員会提言書の付帯意見	
			地域住民等の交流	町民との対話の場		(例) 議会住民懇談会～平取町	
その他	議会機能の強化	議会機能の活性化	通年議会導入の検討	通年議会導入の研究		・導入した場合のメリット、デメリットの洗い出しなど情報収集が必要。	
			政務活動費についての検討	会派及び議員に対する調査活動費の制度化の検討		平成24年の自治法の改正により、これまでの調査・研究の経費がその他の活動(国会への要請・陳情活動旅費、地域で行う会議等)についても拡大されたことから、使途や効果等の検討が必要。	